

# 業 務 受 託 規 程

## （目 的）

第1条 この規程は、財団法人大阪科学技術センター（以下「財団」という。）が実施する受託事業（以下「事業」という。）について、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とし、必要な事項を定める。

## （定 義）

第2条 この規程において、事業とは、財団が国、地方自治体等から委託を受け、委託契約に基づいて実施する事業をいう。

2．事業は財団の活動にとって有益であると認められるものについてのみ実施する。

## （契約事項）

第3条 事業の実施に際しては、委託者との間に次の事項を盛り込んだ契約書を作成し締結しなければならない。

- （1）事業のテーマ及び内容に関する事項
- （2）事業の実施期間に関する事項
- （3）事業の経費に関する事項
- （4）事業の成果物に関する事項
- （5）事業内容の変更及び解約に関する事項
- （6）その他事業実施に必要な事項

2．前項の契約書は、会長が締結する。但し、契約内容が利益相反行為にあたるものについては、専務理事が締結する。

## （管理体制）

第4条 事業の実施にあたり、管理体制を以下の通り定める。

- （1）専務理事が最高管理責任者となり、事業の運営・管理について最終責任を負う。
- （2）事務局長が統括管理責任者となり、最高管理責任者を補佐し、事業の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- （3）各事業の部門長が、事業の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

## （実施期間）

第5条 事業の実施期間は、原則として一事業年度内の期間とする。但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(経費)

第6条 事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費、消費税等租税公課の総額とする。  
2. 前項の算定にあたっては、別に定める「国、地方自治体等の委託事業受託基準」に基づくものとする。

(事業の終了)

第7条 財団は、事業を終了し、または中止したときは、遅滞なく、その経過および結果を、文書により委託者に報告する。

(再委託)

第8条 財団は、事業の全部を第3者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。  
但し、委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(機密の保持)

第9条 財団は、当該事業に関して知り得た機密に関する事項を、委託者以外の者に対して漏らしてはならない。但し、委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(適用除外等)

第10条 財団は、委託者が国、地方自治体もしくは独立行政法人である場合、又は特別な事情がある場合は、規定の一部を適用しないことができる。

附 則

この規程は平成18年10月1日から施行する。

この改正規程は平成19年11月1日から施行する。

## 国、地方自治体等の委託事業受託基準

1. 職員人件費  
委託者との協議により、合理的な算出基準を適用する。
2. 旅 費  
職員が出張する場合の旅費は、当財団旅費規程を適用する。
3. 報酬謝金等  
外部の学識経験者等に対する報酬謝金等の支払いについては、当財団の「報酬謝金等支給規程」を適用する。
4. 会場借上費  
当財団の有料会議室を使用する場合の会場借上費( 付属設備借上費を含む ) は当財団の「会場使用料金表の賛助会員料金」を適用する。
5. 再委託費等  
委託者との協議により、合理的な算出基準を適用する。
6. 一般管理費  
当財団で算出した直近の一般管理費率を基準とし、委託者との協議により、合理的な一般管理費率を適用する。
7. 会計手続  
当財団経理規程の定めによる。
8. 購買手続  
当財団購買規程の定めによる。

### 附 則

この内規は昭和60年8月1日から施行する。

### 附 則

この改正基準は平成18年10月1日から施行する。